

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 浜松市児童育成支援拠点事業
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日
- (3) 履 行 場 所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 12,348 千円（第二種社会福祉事業のため非課税）

2 業務内容

(1) 業務目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図るもの。

(2) 業務内容

①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境等に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者、②家庭のみならず、不登校の児童や学校生徒になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者等に対して、以下の内容を実施する。

＜開所時間＞ 学校の授業の休業日は 1 日につき 8 時間（原則 10 時～18 時）
学校の授業の休業日以外の日は、学校の授業の終了後から原則 18 時以降

＜定員＞ 概ね 20 名

＜職員配置＞ 管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員
（児童 5 人に対し 1 人以上の職員を配置。利用時間帯には 2 人以上の職員を配置）

＜実施内容＞

- ア) 安心・安全な居場所の提供 イ) 生活習慣の形成 ウ) 学習の支援
- エ) 食事の提供 オ) 課外活動の提供
- カ) 学校・医療機関・地域団体等の関係機関との連携
- キ) 保護者への情報提供、相談支援 ク) 送迎支援

(3) 基本仕様

別紙「浜松市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書」を参考に提案するものとする。

(4) その他

企画提案書の内容により、委託者と受託者とが協議の上、仕様の一部を変更する場合がある。